

社会福祉法人孝悌会
評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝悌会（以下「法人」という。）の評議員及び役員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、年総額500,000円の範囲内において、別表1に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

(理事・監事の報酬)

第4条 理事及び監事の報酬については、年総額6,000,000円の範囲内において、別表2に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員の報酬については、年総額300,000円の範囲内において、別表3に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

(職員給与との重複支給の禁止)

第6条 法人職員が職員給与の支給を受けている場合であって、役員等の委任を受けたものは、この規程で定める報酬は支給しない。ただし、法人職員であって、理事長に選任された場合は、職員給与を支給せず、この規程に定める報酬を支給する。

(旅費の支給)

第7条 評議員及び役員等が、法人業務のため、法人事務所若しくは関係機関等へ出向いた場合の旅費の支給については、実費支給とし、別表4に定める基準に従って算定した額を支給する。

2 旅費の支給は原則として精算払いとする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、事前に概算払いをすることができる。

3 概算払いをした場合は、事後に精算をし、差額を支給するものとする。

(報酬及び旅費の支払方法)

第8条 評議員及び役員等の報酬及び旅費の支払方法については、あらかじめ申請のあった銀行口座へ振り込むものとする。

2 緊急の概算払いが必要とされる場合など、理事長が必要と認めた場合は、現金支給することができる。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正については、評議員会の議決を経なければならない。

附則

第1条 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

第2条 定款の変更にともない、平成29年4月1日以降に行われる本規程の改正については、評議員会の議決を経なければならない。

第3条 役員等報酬および費用弁償規程(平成19年4月1日から施行)は廃止する。

附則 この規程は平成29年6月8日より施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

勤務状況	報酬額
非常勤勤務 (4 時間以内) (出張業務を含む)	日額 10,000 円
非常勤勤務 (8 時間以内) (出張業務を含む)	日額 20,000 円

別表 2 (理事・監事の報酬)

勤務状況	報酬額
常勤勤務 (週 32 時間)	年額 4,800,000 円
非常勤勤務 (1 日 4 時間以内) (出張業務を含む)	日額 10,000 円
非常勤勤務 (1 日 8 時間以内) (出張業務を含む)	日額 20,000 円

別表 3 (評議員選任・解任委員の報酬)

勤務状況	報酬額
委員会出席 (1 回当たり)	10,000 円
<p>注) 監事である委員が、同日に理事会・評議員会に出席した場合、別表 2 に示した報酬とは別に、当該報酬を支給することができる。 ただし、当該委員会の開催時間は、役員等の勤務時間には含まれないものとする。</p>	

別表 4 (旅費支給額について)

旅費の内容 (交通手段等)	算定方法
常勤職員の通勤手当	法人一般職員の通勤手当算定方法に準ずる。
半日もしくは 1 日の勤務をする場合	法人一般職員の通勤手当算定方法に準ずる。
法人業務による、出張旅費	法人一般職員の旅費規程に準ずる。 なお、出張については、移動時間等を除き業務時間に応じて報酬を算定することから、日当については、算定しない。